

令和2年9月

定例会議事録

坂出市農業委員会



## 議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	5件	田 畑	3,505 446	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第2号議案	農地法第4条許可申請	件	田 畑		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第5条許可申請	3件	田 畑	2,087	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第4号議案	非農地証明願	件	田 畑		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第6号議案	農用地利用集積計画書	35件	田 畑	30,837 57,592	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第8号議案	農業経営改善計画認定申請	2件	田 畑		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
報告第1号	合意解約	5件	田 畑	6,421.47	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
合 計		50件	田 畑	42,850.47 58,038.00	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>

## 令和 2 年 9 月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より 9 月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第 1 号議案から第 8 号議案まで 合計 4 5 件で  
ございます。よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員 1 7 名中 1 6 名の出席を頂いており、定例会が成立しているこ  
とをご報告いたします。

なお、三野委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行を  
お願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 1 4 番 川田 委員さんと 1 5 番 原 委員さんのお二人に  
お願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、4 番 三野 委員さん、5 番 梶野委員さん、  
6 番 木下 委員さんと私で、9 月 1 7 日に実施しておりますので、後ほど現地調査  
の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」 5 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」 5 件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 949 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作  
物は水稻で、自家消費を目的としています。

2 番、・・・、面積 1,047 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作  
物は露地野菜で、販売を目的としています。

3 番、・・・、面積 383 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作  
物は露地野菜で、販売を目的としています。

4 番、・・・、面積 1,126 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作  
物は水稻で、販売や自家消費を目的としています。

5 番、・・・、面積 446 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作  
物は果樹・野菜で、自家消費を目的としています。

本日の案件5件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」5件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

山下委員 5番の案件は受人反別が3,000㎡ありませんが、他に借地があるのですか。

事務局書記 3条申請の下限面積につきましては、今回申請の446㎡を併せて3,000㎡超えれば満たしますので、申請を受け付けております。

山下委員 わかりました。

会長職務代理 他にありませんか。

各委員 (委員による審議)  
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」5件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」3件を議題に供します。  
なお、第3号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、  
5番 梶野 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

梶野委員 それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 416㎡、【議案読み上げ】

県道「城山川津線」と南北に走る市道「大池原鋳物師屋線」が交わる交差点から南へ約200mに位置。

無断転用の有無 なし

転用目的 分家住宅

申請理由 譲受人は、現在、賃貸アパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったので、父が所有する申請地に、住宅建築を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

会長職務代理 ありがとうございました。

ただいま梶野 委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

1番につきましては、先ほどの梶野 委員さんのご説明どおりです。

2番、・・・、面積 895㎡、【議案読み上げ】

県道「城山川津線」と南北に走る市道「大池原鋳物師屋線」が交わる交差点から南東へ約350mに位置。

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業、不動産事業等を行っており、事業拡大を計画したところ、譲渡人と話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。なお、譲受人は、8月にも谷町で太陽光発電設備を申請しております。

3番、・・・、面積 776㎡、【議案読み上げ】

井手ノ上会場から南へ約250mに位置。

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、現在の収入に不安を感じており、将来の安定した生活のために太陽光発電を計画したところ、譲渡人と話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」3件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」3件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」35件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」35件についてご説明いたします。今月は新規に農地の貸借をする案件が19件、更新が0件、再設定が16件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が0件となっております。

以上、農用地利用集積計画書35件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」35件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

借料が無料のところが多いようで、以前から懸念していますが、今後のことを考えたらどうかと思います。今の世代はいいですが、次の世代がこのままでいけるのでしょうか。土地改良区の賦課金や水利費が出せるくらいな賃借料を設定できればいいと思うのですが。条件的に道もないようなところは難しいと思いますが。

会長職務代理

梶野委員さんがおっしゃるとおり、土地改良区の賦課金や水利費は結構高いので。

梶野委員

農業委員会としては議案に出してしまえば、農業委員会は口を挟むことができないのですね。

事務局長

利用集積計画は当事者間での貸し借りですが、間に中間管理機構が入っていれば、農地によって違いますが、ある程度平準化しているように思います。

梶野委員

林田の場合は、相談があればこの辺りはこのくらいの相場ですよと言っています。道も入りづらいところは、借りてくれるだけましですよと言っています。

会長職務代理

世話されている人が言ってあげればいいと思います。

山下委員

この件に関しては、私は力関係だと思っています。

会長職務代理

農地は土地改良区の賦課金や水利費の費用が掛かっているので、良心的に米1俵でも払ってくれればと思います。慣行とはいえ、息子や孫の時代にもこのまま続くと、田んぼや必要ないと考えてしまうと思います。昭和40年くらいから減反政策が始まり、政府に協力し米価を維持してきたという経緯があります。

猪熊委員

議案に無償となっている場合でも、水利費は借り手が払っている場合があります。

原委員

最近、ある農家さんから府中のこの辺りで一町位借りたいという申出があり、話しを進め反当たりの年間の賃借料を提示されていたのですが、農地機構さん通して契約を開始した後、後で契約したものに関しては、この辺りは無償ですよと言われました。無償ならば解約すると言ったところ、最初に提示された賃借料で契約することができ

ましたが、賃借料は農地機構が決めるものでしょうか。それともご本人が無償でもいいですよという回答がえられるまで交渉したものなのでしょう。

事務局長

農地機構は無償を進めているわけではありません。地域によって慣行が異なりますが、土地改良の賦課金、水利費はどちらが払いますかと確認はしています。

最近府中であつたのですが、1年半くらいの遊休農地ですが、セイタカアワダチソウが生え、草刈りの見積もりを頼んだら、1反強くらいで10万円だったそうです。

荒らした農地は管理するだけでも費用がかかります。農業委員の皆さんにお願いしたいのは、そうなる前に担い手に取り次いでいただきたいのです。地域の情報を収集していただきますよう、お願いします。

木下委員

今回の計画書のなかに木下農園が借り手で無償となっているものがありますが、普通は有償です。無償にするには理由があります。はじめは荒れていて無償でも、管理ができるようになれば、有償に変えると思います。今回の府中の無償の件には理由があると思います。

会長職務代理

坂出市につきましては、農業法人の農園に活躍していただいていますので、他の市町のように借り手がなく困っている状況にはありませんので、恵まれていると思います。他になにかありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」35件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続きまして、第8号議案、「農業経営改善計画の認定申請」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

農業経営改善計画の認定申請は、今回2件提出されており、更新と意見聴取の申請でございます。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月に書面開催されました坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において承認を受けており、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を10ページにまとめており、11ページから16ページまでが申請書の写しとなっております。

(議案に基づき説明)

以上で説明を終わります。

会長職務代理

事務局の説明が終わりました。第8号議案「農業経営改善計画の認定申請」について なにかご意見・ご質問はございませんか。

原委員

今回は2件だけ出ていますが、他の担い手も改善計画を出しているのですか。



事務局長 坂出市内に認定農業者は60経営体ほどありますが、5年毎に認定申請の更新がありますのでその都度出されています。

各委員 (委員による審議)  
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案「農業経営改善計画認定申請」2件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思えます。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件についてです。事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、報告第1号「農地法第18条合意解約」5件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積1,034㎡、【議案読み上げ】

解約理由 借受人変更

備考 利用権 使用貸借権の解消

2番、・・・、面積753㎡ 外1筆 計1,708㎡、【議案読み上げ】

解約理由 借受人変更

備考 利用権 使用貸借権の解消

3番、・・・、面積102.47㎡、【議案読み上げ】

解約理由 借受人変更

備考 利用権 貸借権の解消

4番、・・・、面積1,047㎡、【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

本件は第1号議案 2番と関連しています。

備考 利用権 使用貸借権の解消

5番、・・・、面積2,530㎡、【議案読み上げ】

解約理由 借受人変更

備考 利用権 使用貸借権の解消

以上、合意解約の説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件について、なにかご質問はありませんか。

各委員 (委員による確認)  
【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 (事務局からの連絡事項等)

会長職務代理 それでは、これもちまして 9月の定例会を閉会致します。  
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時50分終了